よくあるご質問

Q. 旅行者は、地域共通クーポン取扱店舗であるかどうかをどのように見分けるのでしょうか?

A. 登録後に事務局から配布するステッカーやポスターを店頭等に貼ってください。また、公式ホームページにおいて、地域共通クーポンを使えるお店としてご紹介します。

Q. 旅行者が800円の商品に対して、地域共通クーポン1,000円分を使って支払った場合、どうすればよいですか?

A. お釣りは払わないでください。なお、精算においては、地域共通クーポン額面のとおり、事務局から取扱店舗に1,000円支払われます。

Q. 地域共通クーポンを利用できない商品等はありますか?

A. 日常生活における継続的な支払い、換金性の高いものの購入(ビール券、おこめ券、図書券、切手、店舗が独自に発行する商品券、プリペイドカードの購入等)などにはご利用いただけません。

詳細は、Go To トラベル事業者向けサイトの「取扱要領」や「Q&A」をご確認ください。

全国47都道府県の地域事務局がサポートします

登録申請のサポート

電話・訪問などで**登録申請のサポート**をさせていただきます。

登録後もサポート

電話・訪問などで**精算などのサポート**をさせていただきます。

こちらから地域事務局をご案内させていただきます。
その他、お困りの場合はお気軽にお問い合せください。

●お問い合わせ先 **Go To トラベル事務局コールセンター**
(受付時間10時～19時　※年中無休)

0570-017-345
03-6747-3986

「Go To トラベル事業」
地域共通クーポン取扱店舗登録のご案内

Go To トラベルとは

Go To トラベルとは、宿泊・日帰り**国内旅行の代金総額の1／2相当額(1人1泊あたり2万円が上限)**を**国が支援する事業**です。支援額の内、**70%は旅行代金の割引、30%は旅行先で使える地域共通クーポン**として付与されます。(例えば、2万円の旅行商品であれば、7千円の旅行代金の割引、3千円の地域共通クーポンを受けられます。)

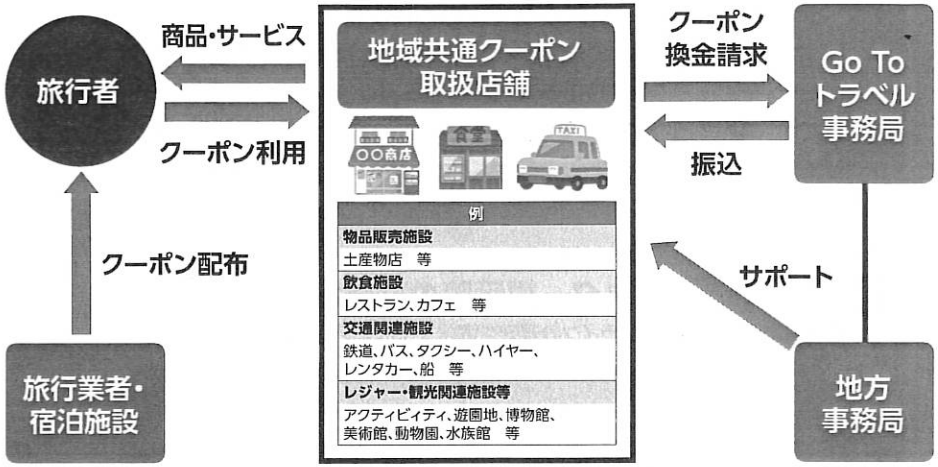

地域共通クーポンとは

旅行先の都道府県とその隣接都道府県において、旅行期間中に限って、Go To トラベル事務局の登録を受けた地域共通クーポン取扱店舗で使用できるクーポンです。

●1枚1,000円単位で発行する商品券で、お釣りは出ません。
●事務局で発行し、旅行者が旅行・宿泊商品を購入した**旅行業者**や**宿泊事業者**より配布していただきます。

地域共通クーポンは紙クーポンと電子クーポンの2種類ございます。
取り扱うクーポンはお選びいただけます。(両方お選びいただくこともできます)

1.紙クーポン

券種:1,000円

2.電子クーポン

券種:1,000円、2,000円、5,000円

※電子クーポン取扱の準備は、登録完了後に提供されるQRコードを置くのみ。一定の通信環境下では、特段の設備は不要です。

クーポン取扱店舗としてGo To トラベルに参加して観光を盛り上げましょう!!

登録から精算までの流れ

地域事務局がサポートいたします！

手順1
取扱店舗登録申請
オンラインでも郵便でも登録申請いただけます！

手順2
マニュアル・スターターキットの受け取り
スターターキットには、ポスター、ステッカー等が入っています。

手順3
ポスター掲示等の事前準備
業種別感染症対策ガイドラインの遵守を宣言するポスターを掲示していただきます。

手順4
店頭等に掲示したポスターの写真を事務局へ提出
郵送料の負担なし！ホームページからもご提出いただけます。

地域共通クーポン取扱開始
利用エリア、有効期間等をご確認ください！

手順5
受け取った紙クーポンの換金請求
締め日は月2回。受け取った紙クーポンと必要書類をお送りいただくだけ！
郵送料の負担なし！（電子クーポンはクーポン利用をもって自動的に換金請求されます）

手順6
事務局より登録口座へ振込
締め日から30日以内に、指定の口座へ振り込みます。

申請方法

●申請は、4つの様式（①登録申請書、②登録希望店舗リスト、③参加同意書、④口座確認書）にご記入いただき、⑤口座情報が確認できる書類（通帳の写し等）、⑥国内で事業を行っていることの公的証明書類（確定申告書、納税証明書等）を添付して、提出いただきます。

●オンライン申請・様式のダウンロードは下記アドレスまたはQRコードから↓
https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/

●郵送での申請をご希望で、申請書類の様式が必要な場合は、Go To トラベル事務局コールセンターへご連絡ください。

地域共通クーポンを受け取る時の主な注意事項

●利用エリア内であること、有効期間内であることをご確認ください。利用エリア又は有効期間の記載がない場合は換金できません。

●紙クーポン券が切り離されていないかをご確認ください。

●紙クーポンには、偽造防止加工が施されています。受け取る前に偽造等されていないかをご確認ください。必要に応じて紙クーポンの見本券と比較してください。

●電子クーポンは、利用済み画面で、利用店舗名・利用日時・クーポン金額をご確認ください。

主な参加条件

●感染症拡大防止策に係る以下の責務等を果たし、感染拡大防止策を徹底する者であること。
- 業種別感染症対策ガイドラインを遵守すること。
- ガイドラインを遵守している旨をポスターに記入し店頭などの旅行者から見えやすい場所に掲示する等により対外的に公表すること。
- 行政からの要請（営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと。
- 従業員や旅行者等に感染症が出たことを把握した場合、その状況を遅滞なく事務局に報告すること。
- その他、観光庁が実施する感染症対策等に協力すること。

●Go To Eat事業の対象となる「飲食店」については、同事業の登録を受けていること。